

岩倉市総合体育文化センター及び岩倉市屋外スポーツ施設 指定管理者募集要項

岩倉市（以下「市」という。）では、岩倉市総合体育文化センター（以下「センター」という。）及び岩倉市屋外スポーツ施設（以下「屋外スポーツ施設」という。）における市民サービスの向上及び管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に基づく岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年岩倉市条例第 25 号）、岩倉市総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例（平成元年岩倉市条例第 20 号）及び岩倉市屋外スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（令和 4 年岩倉市条例第 26 号）の規定及びその他関連する規定に基づき、センター及び屋外スポーツ施設（以下「指定管理施設」という。）の管理運営に関する業務を一括して行う指定管理者を募集します。

なお、本募集の石仏公園（球場・サッカーグラウンド等）については、屋外スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の改正及び施行を条件として実施します。条例が成立しなかった場合は、募集を中止し、または募集内容を変更することがあります。

I 施設の概要

1 岩倉市総合体育文化センター

ア 所在地	岩倉市鈴井町下新田 123 番地			
イ 内 容	竣工年月日	平成 2 年 3 月 24 日竣工		
	構造	鉄筋コンクリート造 3 階建（一部 2 階建）		
	建築面積	4,065 m ²		
	延床面積	7,964 m ²		

区分	室名等	床等面積(m ²)	階	備考
総合体育館	トレーニング室	236	1 F	
	卓球室	185	1 F	会議室使用可
	アクティブルーム	142	1 F	
	柔道場	232	1 F	128 畳
	剣道場	246	1 F	
	アリーナ	1,584	2 F	南北 44m×東西 36m
	観覧席	—	3 F	320 席
	ランニングコース	—	3 F	1 周 160m
多目的ホール	多目的ホール	306	1 F	最大 554 席
	楽屋（洋室）	16	1 F	

区分	室名等	床等面積(m ²)	階	備考
多目的ホール	楽屋(和室)	15	1 F	
ふれあい会館	ふれあいホール	84	1 F	
	会議室	42	2 F	
	研修室	42	2 F	
はなのき広場	—	2,581	—	トイレ有(R1設置)
駐車場	—	—	—	252台(障がい者用4台含む)
駐輪場	—	—	—	3ヶ所

2 岩倉市屋外スポーツ施設

(1) 岩倉北小学校運動場照明施設

ア 所在地 岩倉市本町南新溝廻間2番地

イ 内容 昭和53年7月設置

面積 8,791 m² 照度 32kw

利用内容 ソフトボール等

夜間照明期間 4月～10月

(2) 南部中学校運動場照明施設

ア 所在地 岩倉市曾野町江毛1番地

イ 内容 昭和56年4月設置

面積 15,064 m² 照度 78kw

利用内容 軟式野球、ソフトボール等

(3) 野寄テニスコート

ア 所在地 岩倉市野寄町火吹6番地

イ 内容 昭和57年12月開場(人工芝コート)

敷地面積 4,339 m²

施設内容 人工芝コート5面 夜間照明期間 4月～11月

(4) 野寄スポーツ広場

ア 所在地 岩倉市野寄町火吹6番地

イ 内容 昭和49年7月開場

敷地面積 10,239 m² (レフト80m ライト78m)

利用内容 軟式野球、ソフトボール等

(5) 石仏公園(球場・サッカーグラウンド等)

ア 所在地 岩倉市石仏町五山寺1番地

イ 内容 令和9年4月開場予定

敷地面積 13,370 m²

施設	区分	床等面積 (㎡)	備考
岩倉北小学校運動場照明施設	—	8,791	32kw
南部中学校運動場照明施設	—	15,064	78kw
野寄テニスコート	人工芝コート	4,339	5 面
	管理棟	81	
野寄スポーツ広場	グラウンド	10,239	軟式野球、ソフトボール等
	駐車場	—	33 台（障がい者用 1 台含む）
石仏公園	球場	5,042	少年軟式野球、ソフトボール等
	サッカーグラウンド	7,980	サッカー、フットサル等
	球場管理棟	67	
	公園管理棟（男子更衣室及び女子更衣室含む）	281	
	駐車場	—	72 台（障がい者用 2 台、臨時駐車場 10 台含む）
	駐輪場	—	3 ヶ所

Ⅱ 施設の管理運営

1 基本方針

指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、市民の生涯スポーツ及び文化芸術の拠点施設として、管理経費等の縮減を図りながら、より質の高いサービスを利用者に提供することを目指していきます。

2 休業日及び利用時間

指定管理施設の休業日及び利用時間は、岩倉市総合体育文化センター及び岩倉市屋外スポーツ施設指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおりとします。

※ただし、市又は岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、変更することがあります。また、指定管理者が特に必要があると認める場合において、教育委員会の承認を受けたときには、変更することができません。

3 指定管理者の指定の予定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間

4 指定管理料

指定管理施設の管理運営に要する指定管理料の上限額は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間の総額563,577,000円です。これには、消費税相当額（消費税率は10%で計算）及び準備行為に伴う経費を含みます。これを参考に、1年ごとに収支計画を作成し、事業計画書の一部として提出していただきます。

経費については、会計年度ごとに支払うこととし、支払い方法や時期は、協定書で定めます。

※ただし、修繕費は年度ごとに精算し、残額が生じた場合は市に返還してください。なお、修繕費については、センターは2,200,000円（税込）を、屋外スポーツ施設は800,000円（税込）を1年度額とします。

管理業務に必要な備品は、予算の範囲内において市が購入します。ただし、自主事業を実施するための備品については、指定管理者が購入してください。

コピー機及び印刷機については市が用意しますが、指定管理者が利用するパソコン（窓口受付用のパソコン及びモニターを含む）、印刷機に係る経費（用紙、インク等）、コピー機に係る用紙は指定管理者が用意するものとします。

センターの施設及び設備等における修繕費については、予定価格が300,000円（税込）までのものについて、屋外スポーツ施設の施設及び設備等における修繕費につい

ては、予定価格が 150,000 円（税込）までのものについて、指定管理者が市にあらかじめ報告の上、指定管理料から修繕費により実施することとします。

指定管理者の管理上の瑕疵による施設の損傷を修繕するときは、予定価格にかかわらず指定管理者の責任と費用負担で実施することとします。

指定管理者は、経理に係る規程を策定し、適正な経理事務を行うこととします。

自主事業に係る経費については、他の経費と明確に区分し、収支内訳が把握できるよう経理事務を行うものとします。

指定期間中に、自然災害等の発生、賃金・物価水準の大幅な変動等により、当初に合意された指定管理料を見直す必要があると認められる場合は、協議の上、これを変更できるものとします。また、業務の不履行、指定取り消しがあった場合は、指定管理料の全部又は一部を返還していただきます。

5 使用料

指定管理施設の管理運営にあたっては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づく「利用料金に関する規程」を採用しません。したがって、使用料は指定管理者の収入とせず、市へ納入することとします。

※市と指定管理者は、別に使用料等徴収事務委託契約を締結し、指定管理者は使用料等の徴収及び市に納入する業務を行います。

6 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が指定管理施設において行う管理運営業務（以下「管理運営業務」という。）は次に掲げるとおりです。なお、管理運営業務の詳細については、仕様書を参照してください。

- (1) スポーツ振興事業、文化講演会、市民芸術劇場等の開催に関すること。
- (2) スポーツ教室、文化教室等の開催に関すること。
- (3) 指定管理施設の施設、設備、備品等（以下「施設等」という。）の利用許可等及び学校体育施設の開放、中央公園グラウンド利用に係る業務に関すること。
- (4) 施設等の保全に関すること。
- (5) 使用料等の徴収及び管理等に関すること。
- (6) その他、施設の設置目的を達成するために必要な管理運営業務

Ⅲ 申請手続及び選定方法

1 指定の申請

指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を提出してください。なお、提出書類は原則A4判の大きさを作成し、提出期間経過後の再提出や差替えは原則として認めませんのでご注意ください。

(1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）

(2) 事業計画書（様式第2号）

事業計画書には、次に掲げる事項を記載してください。

ア 管理運営上の方針

- (ア) 管理運営する上での総合的な方針
- (イ) 自主事業を実施する上での基本方針
- (ロ) 管理運営を行っていく上での基本方針
- (エ) 収入確保策、コスト削減、利用者サービスの向上等の基本方針

イ 事業計画（令和9年度から令和13年度までの5年間）

次に掲げる事業の進め方を年度別に具体的に示してください。

- (ア) 業務計画（自主事業、貸館事業等）
- (イ) 利用者へのサービス向上計画

ウ 施設の運営

次に掲げる管理運営に係る業務内容を具体的に示してください。

- (ア) 施設利用許可（貸館）事業
- (イ) 情報公開及び個人情報保護の取扱い

※市の条例等を遵守することはもちろんですが、団体に取扱規程がある場合は、それを示してください。

- (ロ) 危機管理（防犯対策、防災対策及び緊急時対策）
- (エ) 施設の活用
- (オ) 施設の維持管理

※施設の保守管理計画及び清掃等の維持管理業務で、外部に委託する場合は、それらの業務内容及び委託先の選定方法などを含めた外部委託の考え方を示すこと。

エ 運営体制

施設運営体制を示してください。

オ 運営組織の構造

運営組織図を示してください。

カ 管理運営を行う人員体制

次に掲げる事項を示してください。

(ア) 人員体制及び配置を予定している職員の資格、経歴等

(イ) 勤務体制（勤務時間、休日設定、常勤・非常勤別の記載）

(ウ) 人材育成方針及び研修計画

キ 収支計画書（様式第3号）

※上記「イ 事業計画」に要する「事業費」、同「ウ 施設の運営」に要する「施設の維持管理及び修繕に要する費用」、同「カ 管理運営を行う人員体制」に要する「人件費」等について、それぞれの内訳と合計を明示してください。

(3) 事業者（会社）概要

(4) 登記事項証明書（申請日前3か月以内に取得したもの）

(5) 定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類

(6) 令和8年度の事業計画書、収支予算書及び令和7年度における貸借対照表、損益計算書又は財務の状況を示す書類

(7) 役員名簿

(8) 指定管理者の指定申請に係る申立書（様式第4号）

(9) 納税証明書

ア 市町村税納税証明書（納税義務がない場合は申立書）

※申請日までに、納期限が到来した税に係る徴収金に、未納がないことの証明

イ 法人税、所得税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人都道府県民税に係る納税証明書

※申請日前1か月以内に発行されたもの。滞納がない旨の証明でも可。課税されていない場合は、納税に係る申立書（様式第5号）

(10) 有資格者の状況

許認可証の写し及びスタッフの履歴等（年齢・性別・経歴・氏名などを記載）

(11) 共同事業体の場合は、構成する団体名、代表となる団体名、構成する団体の責任分担、負担割合等が明確になっている、共同体を示す協定書の写し等

(12) その他市長が必要と認める書類

2 申請の要件等

(1) 申請資格

ア 指定期間中、施設を安定して管理運営できる団体であること。

イ 市税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人都道府県民税の滞納がないこと。

ウ 岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条第2項各

号に掲げる法人等でないこと。

エ 愛知県内に本店・支店または営業所があること。

(2) 申請に関する費用負担

申請に際して必要な費用は、申請者負担とします。

(3) 他の申請者の構成員となることの禁止

申請者の構成員は、他の申請者の構成員となることはできません。

(4) 失格事項

申請者が提出した事業計画書等が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、失格とします。なお、失格となった申請者へは、その理由を記し通知します。

ア 異なる申請書を複数提出した場合

イ 事業計画書の提出方法を遵守せずに提出された場合

ウ 様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しない場合

エ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていない場合

オ 虚偽の内容が記載されている場合

カ その他申請に際して不正な行為があった場合

3 申請書の提出方法

(1) 提出場所

〒482-8686 岩倉市栄町一丁目 66 番地

岩倉市教育委員会生涯学習課 電話番号 0587-38-5819

(2) 提出方法

持参又は一般書留、簡易書留若しくは配達記録郵便による郵送で提出してください。

(3) 提出期間

令和8年8月24日(月)～31日(月) 午前9時～午後4時(※必着)

(4) 提出部数

提出部数は、添付書類を含めすべて正本1部及び副本9部(副本は複写可)の10部とします。また、事業計画書及び添付資料については、一切返却しません。

(5) 事業計画書の作成及び提出上の注意事項

ア 事業計画書等の様式

事業計画書及び参考資料は、原則A4判の大きさの用紙とします。

イ 事業計画書の作成上の注意事項等

事業計画書の作成に当たっての注意事項等については、業務仕様書及び施設維持管理業務一覧のとおりです。

ウ 事業計画書の再提出等

提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは、原則として認めません。

4 選定方法

岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づき、岩倉市総合体育文化センター及び岩倉市屋外スポーツ施設指定管理者選定委員会を設置し、事業計画書をもとに適宜ヒアリングを行って検討及び審査をし、下記基準により総合的に判断し、指定管理者の候補者を選定します。

(1) 以下の5つの基本条件を充たすこと。

ア 指定管理施設の管理運営が効率的かつ円滑に行われること。

イ 管理運営経費が適切であること。

ウ 市民との協働が図れ、地域の人的資源が活用できること。

エ 市民の理解が得られること。

オ 収益施設でないため、公共の福祉が優先されること。

(2) 平等な利用が確保できること。

(3) 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させ、効率的な管理ができること。

(4) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(5) 情報公開や個人情報の取扱いを適正に行う体制が整備されていること。

(6) 法令（条例等を含む。）の規定を遵守し、適正な管理ができること。

(7) 利用者のニーズを把握し、それを反映させる仕組みが確保されていること。

(8) 障害発生時の適正な体制が整備されていること。

(9) 収支計画が妥当であり、適切であること。

IV 指定管理者の公募に関する事項

1 指定管理者の公募及び選定スケジュール

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1) 募集要項等の配布 | 令和8年7月13日(月)～17日(金) |
| (2) 現地説明会 | 7月24日(金) |
| (3) 募集要項に関する質問事項受付 | 7月27日(月)～8月7日(金) |
| (4) 質問事項への回答 | 8月17日(月) |
| (5) 申請書受付 | 8月24日(月)～31日(月) |
| (6) 一次審査(書類審査) | 9月17日(木)(予定) |
| (7) 二次審査(プレゼンテーション) | 10月8日(木) |
| (8) 指定管理者選定結果の通知・公表 | 10月下旬(予定) |
| (9) 指定管理者の指定 | 12月議会(12月下旬) |
| (10) 協定締結 | 令和9年3月 |

2 募集要項、申請書、様式等の配布

(1) 配布期間

令和8年7月13日(月)～7月17日(金) 午前9時～午後4時

(2) 配布場所

〒482-8686 岩倉市栄町一丁目 66 番地

岩倉市教育委員会生涯学習課(岩倉市役所6階) TEL. 0587-38-5819(直通)

※岩倉市の公式ホームページ(<https://www.city.iwakura.aichi.jp/>)でもダウンロードできます。

3 現地説明会の開催

募集要項の内容に関する現地説明会を次のとおり開催しますので、申請を予定される団体は、必ずご参加ください。現地説明会参加申込書(様式第6号)に必要事項を記入のうえ、令和8年7月23日(木)午後4時までに、持参又はEメールで生涯学習課に提出してください。郵送の場合は23日必着。なお、不参加の場合は、申請資格を有しないものとします。

ア 開催日時 令和8年7月24日(金) 午後1時30分

イ 開催場所 岩倉市総合体育文化センター2階 会議室・研修室

ウ 参加人数 各団体2名以内

4 質問事項の受付

質問事項を次のとおり受け付けます。回答については、令和8年8月17日(月)までに行います。なお、質問事項の内容によっては、回答までに時間をいただく場

合があります。

(1) 受付期間

令和8年7月27日(月)～8月7日(金) 午後4時

(2) 質問方法

岩倉市総合体育文化センター及び岩倉市屋外スポーツ施設指定管理者募集要項及び仕様書に係る質疑票(様式第7号)に記入のうえ、Eメールで生涯学習課に提出してください。

メールアドレス shougaigakushu@city.iwakura.lg.jp

5 申請書類の受付

「Ⅲ 申請手続及び選定方法」をご参照ください。

6 選定手続き

(1) 一次審査(書類審査)

申請者が3者を超えるときは、提出された書類をもとに一次審査(書類審査)を9月17日(木)(予定)に行います。この場合、審査結果の上位3者を二次審査(プレゼンテーションによる審査)の対象とします。

申請者が3者以内の場合は、一次審査は行わず、全ての申請者を二次審査の対象とします。

なお、一次審査の結果又は一次審査を行わない旨の通知は、9月下旬に全ての申請者あてに文書で行います。

(2) 二次審査(プレゼンテーションによる審査)

次の日程で二次審査(プレゼンテーションによる審査)を行い、指定管理者候補者を選定します。審査当日は、提出書類等に基づき提案内容の説明を行ってもらうほか、申請者に直接ヒアリングを行いますので、関係者(3人以内)の出席をお願いします。

なお、二次審査における1者あたり持ち時間は、提案内容の説明20分、質疑応答10分の計30分とし、提案内容の説明に際してはパネルを使用することは可とします。

ア 日時

令和8年10月8日(木) 午前9時30分から

イ 場所

岩倉市役所7階 第1委員会室

7 選定結果の通知

選定結果については、令和8年10月下旬に全ての申請者あてに文書で通知しま

す。選定後、申請の概況（経過、申請者名等）及び審査内容の概要を公表します。

8 指定管理者の指定手続

選定された団体については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を市議会に対して提出し、議決後に指定管理者として指定します。指定に当たっては、指定団体へ文書で通知するとともに、告示します。

市議会への議案の提出は、令和8年第4回（12月）定例会を予定しています。

9 指定管理者の協定手続

市議会における議案の可決後、指定管理者が指定期間内に行う業務等について協議を行い、協定の締結を行います。

なお、協定の締結は、令和9年3月を予定しています。